

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について

〔 令和 6 年 2 月 19 日
 関 係 府 省 申 合 せ
 令和 6 年 11 月 22 日
 一 部 改 正 〕

- 1 「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、扶養控除の見直しについて令和 7 年度税制改正において結論を得る前提として、扶養控除の見直しにより各府省の所管制度等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、各府省庁において影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、適切な対応を行う等の必要があり、それらの状況等を確認することとされたことから、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	総務省自治税務局長 財務省主税局長
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） こども家庭庁長官官房長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官
- 3 会議の下に、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、総務省、財務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和 6 年 2 月 19 日
扶養控除見直しの影響への対応に
係る関係府省会議議長決定
令和 6 年 11 月 22 日
一 部 改 正

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について（令和 6 年 2 月 19 日関係府省申合せ）第 3 項の規定に基づき、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副 議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	総務省自治税務局市町村税課長
	財務省主税局税制第一課長
構 成 員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（総務省担当）
	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（財務担当）
	こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）
	文部科学省大臣官房政策課長
	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付参事官（総合政策統括担当）
	経済産業省経済産業政策局企業行動課長
	国土交通省大臣官房参事官（税制）

扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている 各種制度等に関する状況調査について

資料3

1. 調査の概要

- 扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、これらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないようにするため、影響を受ける制度・事業を把握するとともに、対応の方向性を確認する調査を、各府省庁及び地方公共団体に対して実施。
- 影響を受ける制度・事業のあった各府省・地方公共団体において、当該制度・事業について、対応方針を調査。

＜具体的な対応方針＞

- ① 扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、算定方法の調整（追加で加減算）や基準額の変更等を行う

例： 住民税所得割額を活用  住民税所得割額 － 調整額（扶養控除の見直しによる増加分）を活用

- ② 扶養控除の見直しの影響を受けないよう、基準を税額等を活用しない「合計所得金額」等に見直す

例： 住民税所得割額を活用  合計所得金額を活用 ※所得控除適用前の額

2. 結果の概要

- ・ 国：影響を受ける制度は57件あり、対応が必要となる全ての制度において、①追加の加減算等を行うことにより対応することを確認。
- ・ 地方：影響を受ける事業は11,552件あり、対応が必要となる全ての事業において、対応を行うことを確認。

扶養控除の見直しの影響に関する調査結果の概要(国の制度)

- 扶養控除の見直しの影響を受けると見込まれる制度について、各府省庁を対象に調査を行ったところ、57件の制度が該当。
- 今後の対応の方向性について、全ての制度において、扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、追加で加減算等による調整を行う方向を確認。今後、所管府省において政省令改正や事務連絡・通知の発出等によって対応を行っていく。

<扶養控除の見直しへの対応が必要となる制度>

こども家庭庁	・・・ 12件 (うち所得税関係1件、住民税関係12件)
文部科学省	・・・ 8件 (うち所得税関係0件、住民税関係8件)
厚生労働省	・・・ 32件 (うち所得税関係6件、住民税関係29件)
経済産業省	・・・ 1件 (うち所得税関係1件、住民税関係0件)
国土交通省	・・・ 4件 (うち所得税関係4件、住民税関係4件)
合計	・・・ 57件 (うち所得税関係12件、住民税関係53件)

※ 所得税関係と住民税関係の合計が全体の件数を超過するのは、双方に関係する制度があるため。

※ 今後、各府省庁の更なる精査により、件数は変動することがあり得る。

<加減算等による調整>

扶養控除見直し前と同じ数値が算出されるように調整を行う。

(例1) 住民税所得割額を参照する制度において、算定方法の調整により対応する場合

→算定方法を変更し、見直し前の扶養控除額と見直し後の扶養控除額との差額に市町村民税率を乗じた額を、所得割額から減じる。

$$\text{新しい算出方法} = \text{扶養控除見直し後の所得割額} - \text{新旧の扶養控除の差額} \times \text{市町村民税率}$$

(例2) 課税所得金額を参照する制度において、算出方法の調整により対応する場合

→算定方法を変更し、見直し前の扶養控除額と見直し後の扶養控除額との差額を、課税所得金額に追加で控除する。

$$\text{新しい算出方法} = \text{扶養控除見直し後の課税所得金額} - \text{新旧の扶養控除の差額}$$

扶養控除の見直しへの対応が必要と見込まれる制度(国の制度)

I. 税額を参照して負担額等の水準が決まるもの(非課税も含む。)

※ 個人住民税非課税(均等割・所得割ともに非課税)については、今般の扶養控除の控除額変更により、影響を受けない。

- ・ 0～2歳児の保育所・認定こども園等の保育料等
- ・ 助産の実施における自己負担
- ・ 障害福祉サービス等における利用の自己負担
- ・ 児童入所施設措置費
- ・ 養護老人ホームの扶養義務者負担 等

II. 課税所得金額を参照して負担額等の水準が決まるもの

- ・ 国民健康保険制度における医療費等の自己負担
- ・ 後期高齢者医療制度における医療費等の自己負担
- ・ 介護保険制度における介護サービス費の自己負担上限額
- ・ 高等学校等就学支援金制度
- ・ 高等教育の修学支援新制度 等

扶養控除の見直しの影響に関する調査結果の概要（地方公共団体独自事業関係）

- 扶養控除の見直しの影響を受けると見込まれる事業について、全ての地方公共団体を対象に調査を行ったところ、11,552件の事業が該当。
- 今後の対応の方向性について、対応が必要となる全ての事業において「対応を行う」との回答を確認。今後、地方公共団体においても国同様に適切な対応が行われるよう国の制度の対応状況等を周知するなど、所要の対応を行っていく。

＜扶養控除の見直しへの対応が必要となる事業＞

扶養控除の見直しへの対応が見込まれる事業数：11,552件（うち、都道府県分460件、市区町村分11,092件）



対応が必要となる全ての事業において「対応を行う」との回答

◆地方公共団体の対応の方向性

「税額の加減算の調整を行う」（方式Ⅰ）、「基準を見直す」（方式Ⅱ）ことにより対応する事業のほか、国又は都道府県の制度等に準拠する事業については、国等の対応状況を踏まえて方式Ⅰ又は方式Ⅱで対応していく。

＜参考：地方公共団体に示した対応の方向性の例＞

方式Ⅰ：扶養控除の見直し前と同様の受給要件や基準が満たされるよう追加で加減算等を行う

＜例＞

住民税所得割額を活用



住民税所得割額 － 調整額（扶養控除の見直しによる増加分）を活用

方式Ⅱ：扶養控除の見直しの影響を受けないよう、基準を「合計所得金額」等に見直す

＜例＞

住民税所得割額を活用



「合計所得金額」を活用

令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)(抄)

Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等
を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適
切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額
や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実
施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

参考資料

扶養控除の見直しへの対応が必要な国の制度一覧

一時預かり事業	こども家庭庁	国民健康保険制度	一部負担割合判定	厚生労働省
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 ※令和7年度は、児童福祉法上の乳児等通園支援事業として位置付けられる。			高額療養費限度額	
			高額介護合算療養費	
子どものための教育・保育給付 （0～2歳児の保育所・認定こども園等の保育料等）		後期高齢者医療制度	一部負担割合判定	
子ども・子育て支援交付金（子育て世帯訪問支援事業）			高額療養費限度額	
			高額介護合算療養費	
子ども・子育て支援交付金 （親子関係形成支援事業）		職業転換給付金 （就職促進手当、訓練手当）		
助産の実施における自己負担		中高年齢失業者等求職手帳		
未熟児への養育医療の自己負担		緊急小口資金等の特例貸付		
結核児童の療育費の自己負担		職業能力開発大学校等における授業料等減免制度		
児童入所施設措置費		指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額		
障害児支援における利用者の自己負担		特例介護給付費等の給付対象となる障害福祉サービスに係る負担上限月額		
障害児入所給付費等国庫負担金及び 障害児入所医療費等国庫負担金	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法に基づくやむを得ない事由 による措置を行った場合の費用の支給に係る負担上限月額			
障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）や障害福祉サー ビス（障害者総合支援法に基づくサービス）による措置に関して やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額	自立支援医療費支給に係る自己負担上限額月額			
	措置入院に係る自己負担上限額			
	補装具費の支給			
	訪問介護利用被爆者助成事業			
	指定難病に係る医療費助成制度			
高等学校等就学支援金	文部科学省	小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度		
高校等で学び直す者に対する修学支援		小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業		
高校生等奨学給付金		ハンセン病療養所非入所者給与金		
海外の日本人高校生への修学支援		肝炎治療特別促進事業		
高校等専攻科の生徒への修学支援		ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業		
日本学生支援機構の貸与型奨学金		高額介護（予防）サービス費		
高等教育の修学支援新制度 （給付型奨学金・授業料等減免）		高額介護予防サービス費相当事業		
官民協働海外留学支援制度		高額医療合算介護（予防）サービス費		
特許料金（特許料・審査請求料金等）の減免措置	経済産業省	高額医療合算介護予防サービス費相当事業		
交通遺児等貸付け	国土交通省	養護老人ホームの扶養義務者負担		
不履行判決等貸付け		軽費老人ホーム（A型・経過措置のみ）の自己負担		
後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け		養護老人ホームへの入所要件		
保障金一部立替貸付け		感染症法に基づく入院に係る自己負担上限額		
		麻薬及び向精神薬取締法に基づく措置入院に係る自己負担上限額		

市区町村、都道府県が単独で実施する主な事業

＜市区町村事業＞

- (1) 日常生活用具給付等事業
障害者、障害児、難病患者等に対し日常生活に必要な用品の購入費を助成。
- (2) 医療費助成関係
重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成等。
- (3) 就学援助事業
就学に必要な学用品等の購入費を助成。
- (4) 高齢者等住宅改善助成事業
高齢者等の住宅のバリアフリー化等に要する費用を助成。
- (5) 高齢者介護用品支給事業
要介護者及び介護者がいる世帯に対し介護に必要な用品の購入費用を助成。
- (6) 子育て短期支援事業
保護者の疾病等により家庭で養育が困難な児童を児童福祉施設において一時的に養育する際の費用を助成。

＜都道府県事業＞

- (1) 医療費助成関係
 - ・ 重度心身障害者の医療費に係る自己負担額を助成。
 - ・ ひとり親家庭等の医療費に係る自己負担額を助成。
 - ・ 子ども（乳幼児）医療費に係る自己負担額を助成。
- (2) 高等学校等に係る就学支援関係
世帯の所得に応じ授業料等に充てるための就学支援金を支給。

扶養控除の見直しへの対応の方向性（地方公共団体向け説明資料）

1. 想定される不利益の例

※16歳から18歳までの扶養控除1人の場合を想定（個人住民税に係る扶養控除33万円→12万円）

例）住民税所得割額が40,000円の場合、扶養控除の見直しにより、61,000円（+21,000円）に増加

<現状>	住民税所得割額	助成額
区分 1	24,300円～48,600円	30,000円
区分 2	48,600円～97,000円	15,000円

⋮

<扶養控除見直し後>

	住民税所得割額	助成額
区分 1	24,300円～48,600円	30,000円
区分 2	48,600円～97,000円	15,000円

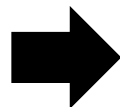
⋮

2. 想定される対応の方向性の例

方式Ⅰ：扶養控除の見直し前と同様の受給要件や基準が満たされるよう追加で加減算等を行う

<例>

住民税所得割額を活用



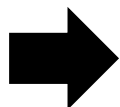
住民税所得割額 － 調整額（扶養控除の見直しによる増加分）を活用

※上記例の場合：調整額21,000円

方式Ⅱ：扶養控除の見直しの影響を受けないよう、基準を「合計所得金額」等に見直す

<例>

住民税所得割額を活用



「合計所得金額」を活用